

兵庫県立大学評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
大南 正瑛	元立命館総長 京都橘学園特別顧問
西門 義博	兵庫県私学総連合会会长 (学)三田学園理事長
西川 京子	みすず監査法人・公認会計士
平松 一夫	関西学院大学学長
米田 徳夫	(株)ヤマトヤシキ代表取締役会長兼社長

資料 2

○ 兵庫県立大学評価委員会規則 (平成 18 年 3 月 31 日規則第 36 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第3条の規定に基づき、兵庫県立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、兵庫県立大学の業務の実績に関して評価を行う。
- 2 委員会は、兵庫県立大学の計画的な運営に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることがある。

(委員長)

- 第5条 委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(参考)

○兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（平成16年3月26日条例第18号）

（設置）

第1条 豊かで多様な自然と社会を有し、世界に開かれ日本の近代化を先導した地域である兵庫の総合的な知の拠点として、人文科学、社会科学及び自然科学の発展とこれらの融合を目指す教育と研究を推進することにより、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成し、あわせて学術的な新知見を国内外に発信し、もって地域の活性化と我が国の発展に寄与するため、兵庫県立大学（以下「大学」という。）を置く。

（運営方針）

第2条 大学は、前条の設置の目的を達成するため、県が定める基本的な方針に基づき、計画的な運営を行うとともに、学部その他の組織の一体的な運営によりその機能を総合的に發揮するようしなければならない。

（業務実績の評価）

第15条 大学は第2条の運営方針による大学の業務の実績について、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する兵庫県立大学評価委員会の評価を受けなければならない。

○附属機関設置条例（抜粋）

（昭和36年4月15日条例第20号）

（知事の附属機関の設置）

第1条 法律又はこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならないものほか、次の表のとおり知事の附属機関を置く。

名称	担任する事務
(略)	
兵庫県立大学評価委員会	兵庫県立大学の業務の実績に関する評価及びその計画的な運営について必要と認める事項についての建議に関する事務
(略)	

（補則）

第3条 前2条の表に掲げる附属機関の組織及び運営について必要な事項は、別に条例で定めるもののほか、その附属機関の属する執行機関の規則で定める。

兵庫県立大学評価委員会運営規程(案)

資料3

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学評価委員会規則（平成18年兵庫県規則第36号。以下「規則」という。）第7条の規定により、兵庫県立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の出席)

第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第3条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は原則として公開するものとし、議事録は公表する。

2 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める場合は、会議及び議事録は非公開とする。

3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

(議事録)

第5条 委員長は、次の事項を記載した会議の議事録を調整するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議の概要

2 議事録において、次に掲げる事項は非公開とする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項

(事務局)

第6条 委員会の事務局を、企画管理部教育・情報局大学課に置く。

2 事務局長は、教育・情報局長をもって充てる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

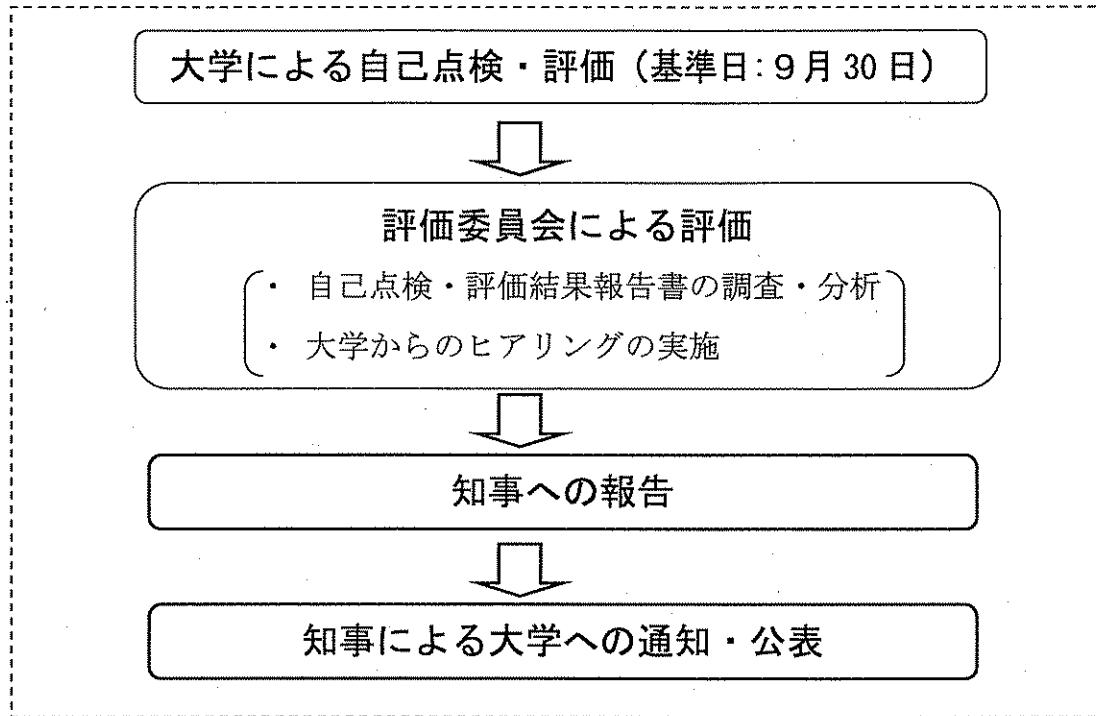
附 則

この規程は、平成18年 月 日から施行する。

評価の進め方について（案）

1 スキーム

評価委員会による評価は、大学の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。



2 評価対象期間

平成16年4月1日から19年3月31日までの3年間を評価の対象期間とする。

（考え方）

- ① 評価委員会の評価対象は、県立大学設置管理条例第2条の運営方針に基づく大学の業務の実績であること（同条例第15条）。
- ② 現在、大学は、同条例第2条の規定により、3年間を計画期間とする「中期計画」を策定し、これに基づき計画的な運営を行っていること。
- ③ 以上より、「中期計画」の計画期間である平成16年度から18年度までの3年間の業務の実績を評価の対象とする。

3 自己点検・評価の基準日

平成18年9月30日を自己点検・評価の基準日とする。

(考え方)

- ① 現中期計画における成果及び課題等について、次期中期計画（平成19年度～）策定に生かすため、平成18年度に評価委員会の評価を行うことが望ましいこと。
- ② 平成18年度については、当初予算に基づき年間業務計画が策定されており、18年9月30日には、上半期の執行が終了するとともに、下半期の執行見込みがたち、概ね現中期計画全体の進捗状況の目途がつくこと。

4 自己点検・評価の方法

大学は、中期計画の期間における同計画の各項目（小項目）ごとに実施状況を踏まえて達成度を示す。

- i) 実施状況…小項目の取組や活動の内容等を具体的に記述する。
- ii) 達成度…小項目の達成状況について、次の4段階により示す。

区分	達成度	判断の目安・考え方
IV	計画を上回って実施している	達成時期・内容において計画を上回って実施していると判断される場合。
III	計画を順調に実施している	計画のとおり実施中であると判断される場合。
II	計画を十分に実施できていない	取組状況に改善すべきところがあり、計画の達成状況が不十分であると判断される場合。
I	計画を実施していない	計画を実施していない場合。

- iii) 考え方…達成度に至った考え方・理由を具体的に記述する。

(※)できるかぎり定量的な評価指標により評価することとし、困難な場合は、定性的な評価を行う。

5 評価委員会による評価の方法

評価委員会は、自己点検・評価結果の調査・分析及び大学からのヒアリングにより、客観的な立場から、項目別評価（小項目及び大項目）及び全体評価を行なう。

(1) 項目別評価

① 小項目

評価委員会において、小項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性を総合的に検証し、計画の実施状況について、上記Ⅰ～Ⅳの4段階による評価を行なう。

② 大項目

中期計画の6つの大項目ごとに、小項目の評価結果を総合的に勘案して評価を行なうこととする。

その方法としては、達成度について次の5段階で評価とともに、記述により概括する。

区分	達成度	判断の目安・考え方
S	特筆すべき進捗状況	達成時期・内容において、特に計画を上回って実施されている場合。
A	計画どおり	達成時期・内容において、計画どおり実施されている場合。
B	おおむね計画どおり	達成時期・内容において、おおむね計画どおり実施されている場合。
C	やや遅れている	達成時期・内容において、やや遅れている場合。
D	重大な改善事項あり	達成時期・内容において、特に重大な改善事項がある場合

(2) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献など業務全体にわたる横断的な観点から、大学の業務の実績について記述により評価。

評価結果(案) (サンプル)

(全体評価)

全体評価

項目別評価

項目	中期計画	自己点検・評価			達成度	評価委員会の評価 評価結果の説明及び特筆すべき事項
		実施状況	達成度	考え方		
I. 先導的・独創的な研究の推進						

真に社会に役立つ大学となるためには、何よりもまず優れた研究を行うことが全ての基本である。新しい時代の進展に対応し得る優れた人材の育成も、社会人や企業人に対する有効な生涯学習教育も、産業界に対する大学ならではしなえない貢献も、全ては大学で優れた研究が行われてこそはじめて可能となる。

本学では、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視しつつ、地域や大学の有する個性的な資源を生かした先導的・独創的な研究を推進し、その最先端の学術知見や技術を優れた人材の育成や地域社会の発展・活性化のために積極的に還元する。

1 各分野における研究の高度化・重点化

- (1) 21世紀COEプログラムに採択された次の研究について、より高い成果が得られるよう支援するとともに、今後、他の分野においても世界最高水準の研究拠点となり得る取組を積極的に推進する。
 - ・構造生物学を中心とした分子生命科学の展開
 - ・ユビキタス社会における災害看護拠点の形成
- (2) 総合大学としての特色、各研究分野の個性を生かし、保持している多様な研究資源を効果的に活用しつつ、基礎研究から応用研究まで対応できる体制を構築する。

(注) 「達成度」欄 ⇒ (計画を) IV : 上回って実施している。

III : 順調に実施している。 II : 十分に実施できていない。

I : 実施していない。

中期計画	実施状況	自己点検・評価		達成度	評価委員会の評価 評価結果の説明及び特筆すべき事項
		達成度	考え方		
II. 創造力と活力を有する人材の育成					
各分野において、高度化・多様化する社会的ニーズに対応し得る専門的知識・能力を教授するとともに、豊かな人間性の涵養、課題探求能力の向上及び国際的なコミュニケーション能力の育成を図る。					

1 全学共通教育の充実

(1) 学生の語学力・情報処理能力の向上を重視し、特に英語コミュニケーション科目においては、少人数教育を徹底するとともに、関係教員間で授業計画を共同企画するなどその充実を図る。また、TOEIC等の成績に応じて単位認定するなど外部評価テストを有効に活用し、学生がTOEICスコア等で一定点数以上を取得することを目指すほか、海外大学等と連携した英語教育の充実を図る。

(2) 情報関連科目においては、初級システムアドミニストレータ等の国家資格の取得への対応も視野におき、情報機器を使いこなせるだけではなく、情報科学に関する基礎的な仕組みを理解した学生を育成する。

(注) 「達成度」欄 → IV：上回って実施している。

III：順調に実施している。 II：十分に実施できていない。

I：実施していない。

評価の視点について（案）

基本的な視点

- 1 大学の業務運営について多角的な観点から総合的な評価を行い、改善すべき点を明らかにするとともに、その計画的な運営に関して必要と認める事項についての建議を行うこと。
- 2 大学の統合・改革の取り組みを重点的に評価し、これを支援すること。
- 3 教育・研究に加え、地域とともに発展する大学として推進している地域社会や国際社会への貢献を積極的に評価すること。
- 4 学長のリーダーシップの下で推進している機動的・戦略的・効率的な大学運営を目指した取り組みや、県民に支えられる大学として県民や社会への説明責任を重視し、開かれた大学運営を目指した取り組みを評価すること。

分野別の視点

1 研究

人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視しつつ、地域や大学の有する個性的な資源を生かした先導的・独創的な研究を推進しているか。

[研究の高度化・重点配分]

- ・各分野において、研究の高度化を図るとともに、研究業績の評価結果により研究費の重点配分が行われているか。

[共同研究の推進]

- ・異なる研究分野の連携強化を進めるため、学内外において共同研究を推進しているか。

[研究拠点の整備・充実]

- ・時代の要請に対応すべく新たな研究拠点の整備・充実に取り組んでいるか。

[外部研究資源の確保]

- ・国の競争的研究資金など外部の研究資源の獲得を積極的に推進しているか。

2 教育

豊かな人間性とともに、課題探求能力及び国際的なコミュニケーション能力を有する人材の育成を図っているか。

[全学共通教育の充実]

- ・英語コミュニケーション科目による少人数教育の徹底、遠隔授業システムの活用、「他専攻科目」の開講など、全学共通教育の充実を図っているか。

[専門教育の展開]

- ・情報化の進展、高度職業人養成など社会ニーズに対応した専門教育を展開しているか。

[教育改革の推進]

- ・「学生による授業評価」の実施、全学的な F D (Faculty Development) の推進をはじめとして、大学教育改革を積極的に推進しているか。

[遠隔授業の運営]

- ・遠隔授業について、対象科目の充実を図るとともに、授業内容・方法の質を高めているか。

[学術情報館サービスの充実]

- ・全学的に利用しやすい仕組みを構築するとともに、各地区学術情報館の整備・充実を図っているか。

[入学者の受入れ]

- ・受験生の能力や意欲等を多面的に評価するため、多様な選抜方法の導入を図っているか。

[学生生活の支援]

- ・進路相談・心身の健康確保・就職支援をはじめとした学生生活全般にわたり、各キャンパスにおいてきめ細かい支援を行っているか。

[附属高校の充実]

- ・高等教育へのスムーズな接続を可能とする教育内容の確立を図るとともに、「中高一貫教育」の導入についての検討は進んでいるか。

3 地域社会等への貢献

地域とともに発展する大学の実現を図るため、生涯学習や产学連携、国際交流などを全学的な体制で推進し、地域社会や国際社会への貢献を積極的に行っているか。

[地域社会との交流・連携]

- ・「生涯学習交流センター」の機能を高め、大学の資源を活用し、社会人のリカレント教育をはじめとした県民の多様な生涯学習ニーズに応えているか。
- ・地域の課題対応への協力、地域との連携体制の構築など、大学の知的資源を生かした活動を展開しているか。

[産学連携の推進]

- ・「産学連携センター」の充実を図り、大学と産業界等との交流を推進し、大学の有する研究成果を積極的に還元するとともに、教育・研究の活性化を図っているか。

[国際交流の推進]

- ・「国際交流センター」と各部局が連携し、大学の知的資源を生かして国際貢献に寄与しているか。

4 大学運営

戦略的・機動的な大学運営を推進し、公立大学の法人化を視野に入れつつ自主性・自律性を発揮するとともに、県民や社会への説明責任を重視した大学運営を行っているか。

[全学的執行体制の確立]

- ・学長のリーダーシップの下、戦略的な企画立案を強化するとともに、全学的執行体制の確立を図っているか。

[県民への説明責任]

- ・大学の活動状況について、県民や社会への説明責任を果たしているか。

[教員人事制度の多様化]

- ・「公募制」・「任期制」の導入など柔軟で多様な教員人事制度を構築しているか。

[業務の効率化]

- ・事務のあり方の見直し、情報化・外部委託の推進などにより、効率的な業務執行に努めているか。

5 統合効果の発揮等

統合による相乗効果を発揮するとともに、開学初期における課題に速やかに対応しているか。

[統合効果を生かした教育・研究の推進]

- ・履修科目選択肢の多様化、3県立大学の教養教育力の全学的展開、部局を越えた研究グループ形成など、統合のメリットを生かした教育・研究を推進しているか。

[教職員の意識啓発]

- ・全学的研修会や学内意見交換会を開催するほか、部局長会議を各キャンパスで開催し部局間交流を図っているか。

資料6

今後のスケジュール(案)

		大学	評価委員会
18年	10月	自己点検・評価書の作成 (基準日:9月30日)	委員会の設置 第1回評価委員会 (運営方針の協議等)
	11月	自己点検・評価書を 委員会に提出	
	12月		事務局ヒアリング (自己点検・評価結果の調査・分析)
	1月		第2回評価委員会 (委員ヒアリング、業務実績の評価)
19年	2月		
	3月	中期計画案の作成	第3回評価委員会 (評価結果の取りまとめ) 知事への報告 ↓ 大学への通知・公表
		業務運営の 改善・充実	
	4月～		

← 反映